

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

杉並区教育委員会

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収に関する事務
②事務の概要	・外部講師・委員等に対する報酬等の支払いを行う際に、所得税の源泉徴収を行い税務署に納付する。 ・その支払いに応じて法定調書を作成し、税務署や市区町村に提出する。
③システムの名称	Excel等

2. 特定個人情報ファイル名

報酬等支払情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	教育委員会事務局庶務課及び報酬等支払いを実施する課
②所属長の役職名	教育委員会事務局庶務課長及び各所属長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区教育委員会事務局庶務課
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

.....

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年9月30日 時点	令和2年10月9日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年9月30日 時点	令和2年10月9日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月9日 時点	令和3年9月29日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月9日 時点	令和3年9月29日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	自己点検
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月29日 時点	令和4年11月29日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月29日 時点	令和4年11月29日 時点	事後	自己点検
令和6年2月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年11月29日 時点	令和6年2月15日 時点	事後	自己点検
令和6年2月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年11月29日 時点	令和6年2月15日 時点	事後	自己点検
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項	事後	番号法改正
令和7年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年2月15日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	自己点検
令和7年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年2月15日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	自己点検
令和8年3月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年2月28日 時点	令和8年3月10日 時点	事後	自己点検
令和8年3月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年2月28日 時点	令和8年3月10日 時点	事後	自己点検